KW59

郵便はがき

交野支店
料金後納
郵便

様

上下水道料金
請　求　書
納　付　書

星のまち★かたの

〒576－0033　大阪府交野市私市2丁目24番1号
交野市上下水道部
水道料金等徴収業務受託者フジ地中情報(株)
TEL072－891－0016
FAX072－807－6517

水濡れ注意
水に濡れているときは乾燥させてから開封してください

内側に大切な情報がございます。
矢印の方向にゆっくりはがしてご覧ください。

交野市
上・下水道料金等収納済通知書 公

口座番号	00940－1－960054
加入者名	交野市上下水道事業企業出納員

様

水栓番号

				使用期間	
用途		口径		使用水量(㎥)	
水道料金 (円)				メーター使用料 (円)	
水道合計 (円)					
下水道使用料 (円)					
合計金額(税込) (円)					
納入期限					

お支払いの際にはこの宛名部分を切り離してご提出ください。

(注1)この用紙は直接機械で読ませますので汚したり折り曲げたりしないでください。
(注2)納期限を過ぎたものは、コンビニエンスストアでは納付できません。
(注3)バーコードのないもの、バーコードがあっても読み取りできないもの、
金額を訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。

CVS
収納用

CVSは交野市上下水道部に代わり請求金額を「代理受領」しています。

(登録番号)
・交野市水道事業　T5800020003426
・交野市下水道事業　T8800020002375

交野市上下水道事業企業出納員　宛
本書のとおり領収しました。

収納代行会社	りそな決済サービス(株)

取りまとめ局　大阪貯金事務センター
(〒539－8794)

領収印

(交野市上下水道部控)
(CVS本部控)

交野市
上・下水道料金等納入書 公

口座番号	00940－1－960054
加入者名	交野市上下水道事業企業出納員

使用者名

様

水栓番号

使用水量(㎥)

水道料金等(円)

上記の金額を納入します。

切らずに金融機関・コンビニエンスストアにお持ちください

領収印

(取扱金融機関控)
(郵便局控)
(CVS取扱店控)

交野市
督促
上・下水道料金等納入通知書兼領収書 公

口座番号	00940－1－960054	加入者名	交野市上下水道事業企業出納員

様

水栓番号

使用期間			
用途	口径	使用水量(㎥)	
水道料金 (円)			
メーター使用料 (円)			
水道合計 (円)			
下水道使用料 (円)			
合計金額(税込) (円)			
納入期限			

切らずに金融機関・コンビニエンスストアにお持ちください

上記の通り納入してください。

交野市長　印

(登録番号)
・交野市水道事業　T5800020003426
・交野市下水道事業　T8800020002375

上記の金額を領収しました。
交野市上下水道事業企業出納員

○本書に領収印なきもの又は金額を訂正したものは無効です。
○この領収書は5年間保存してください。

領収印

収入印紙不要
(お客様控)

収納代行 りそな決済サービス(株)

納入通知書でお支払いいただける場所

◯交野市上下水道部内　窓口
◯交野市役所内　　指定金融機関

下記取扱い金融機関の各本支店（順不同）

《銀行》　りそな、池田泉州、京都、みずほ、関西みらい
《信用金庫》　枚方、京都、大阪
《労働金庫》　近畿
《信用組合》　成協、大同、のぞみ
《農協》　北河内農業協同組合
《ゆうちょ銀行・郵便局》　近畿2府・4県のゆうちょ銀行・郵便局

下記のコンビニエンスストア全国各店舗（順不同）

（バーコードが印字された納付書のみ、お取扱いできます。）
ローソン、ファミリーマート、セブン-イレブン、ミニストップ、
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、くらしハウス、
ニューヤマザキデイリーストア、スリーエイト、セイコーマート、
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、生活彩家、ポプラ、
ハマナスクラブ、MMK設置店

スマートフォンアプリを利用した納付

PayB　PayPay請求書払い
au PAY請求書支払い　FamiPay請求書支払い　d払い請求書払い
楽天銀行コンビニ支払いサービス
※お支払い方法等の最新情報は市ホームページをご覧ください。
※領収書は発行されません。お手元に残る未使用納付書による二重納付にご注意ください。
※納期限超過及びバーコード表示がない納付書は利用できません。
※金額が30万円を超えている納付書は利用できません。（ただし、各スマートフォンアプリの支払い上限金額等の利用条件については、各決済アプリの事業者へお問い合わせください。）

下水道使用料の不服申立

この下水道使用料の請求について、不服がある場合は、請求があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、交野市長に対して審査請求をすることができます。